

## 小田原市消防計画の改正案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市消防計画の改正
政策等の案の公表の日	令和2年2月14日（金）
意見提出期間	令和元年12月13日（金）から令和2年1月14日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、1市5町の市役所・町役場、ホームページなど）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	2件（2人）
インターネット	0人
ファクシミリ	2人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

(1) 消防団員の確保等に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	消防団員の確保が困難である状況で中井・大井・松田・山北町は【消防団協力事業制度】の活用がない。相応の対応が必要だと考える。企業もCSR（企業の社会的責任）の側面や顧客のイメージアップを図れる事を周知徹底すべき。	D	足柄1市5町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）の消防団に関する事務については各市町が所管しているため、本消防計画に掲載する内容には該当しません。

(2) AEDの使用方法に係る広報等に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	AEDは救命に必要だが、公民館等緊急時に鍵がある施設がある。川崎市等では、緊急時には窓ガラスを割ってAEDの使用をしても良いとホームページや広報等で掲載している。掲載を検討すべき。	D	本件については、個別事業の詳細な事項であるため本消防計画に掲載する内容には該当しませんが、AEDの使用方法に係る広報の仕方等については、担当課において検討します。

4 提出意見と関係なく変更した点

	計画案との差異	市の考え方
1	「1-2 消防職員人材育成事業」の「男女平等参画」の表現を「男女共同参画」とします。	「男女共同参画」の表現の方が、事業内容に見合った表現のため変更するものです。
2	「2-2-4 医療機関連携事業」の「2 施策の方向性（目的）（1）救急ワークステーションの整備」の本文中「小田原市立病院内」の表現を削除します。	事業の場所について、方向性が決定していない中で具体的な表現となっていたため削除するものです。